

不 用 物 品 売 払 公 告

次のとおり不用物品を一般競争入札により売払いするので公告します。

令和8年1月27日

分任契約担当官

三陸北部森林管理署久慈支署長 十川 尚久

1 競争に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号第1号 乗用自動車（マツダ オフロード A B A - J M 2 3 W）

詳細は物件明細書による。

(2) 売払物品の保管場所及び閲覧期間

岩手県久慈市夏井町大崎 14-12 三陸北部森林管理署久慈支署敷地内

公告の翌日から令和8年2月3日（火）までの9時00分から17時00分

（ただし、12時00分から13時00分の間及び、土・日・祝日を除く）

事前に、三陸北部森林管理署久慈支署 総務グループ経理担当（電話 0194-53-3391）まで連絡のこと。

2 入札注意書等の交付場所・期限及び問い合わせ先

岩手県久慈市夏井町大崎 14-12

三陸北部森林管理署久慈支署 総務グループ経理担当 電話 0194-53-3391

公告の翌日から令和8年2月3日（火）までの9時00分から17時00分

（ただし、12時00分から13時00分の間及び、土・日・祝日を除く）

3 競争参加資格

本入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加申し込みにあたって、個人の場合は参加者本人の身分を証明する公的書類等（例示：住民票、運転免許証、健康保険証等）を提出し、法人の場合は法人登記簿謄本（全省序統一資格を有する場合は資格確認通知書）を提出し、かつ下記6の（1）に記載の入札保証金

を納付し入札参加を認められた者であること。

- (4) 上記2の場所にて東北森林管理局競争契約入札心得の交付を受けた者であること。

4 入札執行の場所及び入札、開札の日時

(1) 入札場所

岩手県久慈市夏井町大崎 14-12 三陸北部森林管理署久慈支署 2階 入札室

(2) 入札日時

令和8年2月4日（水）9時45分～10時30分 受付

10時30分 締切、即時開札

(3) 入札書（紙方式）による競争入札とする。

- (4) 入札書には、入札番号、入札物件名、入札金額、入札執行月日、あて名、入札者名を記載すること。入札書の様式は、東北森林管理局競争契約入札心得等のとおり。

入札書のあて名：分任契約担当官 三陸北部森林管理署久慈支署長 十川 尚久

- (5) 入札にあたっては下記6に示すとおり入札保証金の納付を必要とする。

(6) 入札書に記載する金額及び契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた金額とし、別表の「入札書に記載する金額及び契約金額について」により自賠責保険未経過期間相当額ならびに自動車重量税未経過期間相当額及びリサイクル料金は、契約者が別途納入告知書により支払うものとする。したがって、入札書には自動車本体のみの見積額を記載すること。

なお、いずれの物件も一切の保証はなく、現状のままでの引渡しとする。

(7) 郵便入札

郵便による入札は認めない。

5 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札者は、入札前に、自動車本体代金（税込）に対する100分の5以上の金額（円未満切り上げ）に相当する金額を入札保証金として、現金により歳入歳出外現金出納官吏に受付時間中に納付すること。ただし、下記10に該当する者は除く。

(2) 入札保証金の受付締切時間

令和8年2月4日（水）10時15分

入札保証金を返還する場合は利息を付さない。また、入札者が印紙税法上の課税法人（非課税法人及び個人で非営業の場合は除く。）の場合は、入札保証金の受取りに際し、受領書に印紙税法に基づく収入印紙（5万円以上）の返還に（200円）添付が必要になるため、入札保証金の追加を考慮した枚数を準備すること。

(3) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から契約期限までに契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

(4) 落札者の入札保証金は、契約時に契約保証金に充当するものとする。

7 契約書作成の要否

(1) 契約書の作成を要し、双方の記名押印をもって契約成立したものとする。

契約にあたっての条件等は、別紙契約書（案）のとおり。

(2) 契約期限は落札決定後 7 日以内とする。

8 代金納入期限

代金は契約の締結日から起算して 20 日以内に納入告知書により納付しなければならない。なお、納付期限が休日にあたる場合は、その直前の平日とする。

9 契約保証金

落札者は契約にあたり、契約保証金として自賠責保険未経過期間相当額ならびに自動車重量税未経過期間相当額及び自動車リサイクル料金を除いた、車両本体代金（税込）に対する 100 分の 10 以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付しなければならない。ただし、下記 10 に該当する者は除く。

10 入札保証金及び契約保証金の免除

令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買い受け（その他）」において「A、B、C、D」の等級に格付けされた「東北」地域の競争参加資格を有する者は、入札保証金及び契約保証金を免除する。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧下さい。

[\(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>\)](http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html)